

## 1. 経営セーフティ共済の活用

中小企業の連鎖倒産の防止のために中小企業倒産防止共済(以下、「経営セーフティ共済」という制度があります。昨年10月に貸付限度額等の改正が行われたこともありますので、この制度について改めて概要をみてみます。

経営セーフティ共済は、引き続き1年以上事業を行っている中小企業(資本金または出資金総額、あるいは従業員規模が業種により定められた基準以下であること。例えばサービス業では、資本金/出資金総額5,000万以下あるいは従業員数100人以下。小売業では、資本金/出資金総額5,000万以下あるいは従業員数50人以下。)が加入することができる制度で、加入した企業は、取引先事業者の倒産により売掛金債権等の回収が困難になった場合に、無利子、無担保、無保証人で共済金の貸付けを受けることができます。制度に加入した場合には、5,000円~20万円の範囲で選択した掛金を支払い、掛金総額800万円まで積み立てることができます。なお、掛金は、損金または必要経費として算入できます。

貸付けを受けることができる共済金の額は、掛金総額の10倍または被害額のいずれか少ない額の範囲で、8,000万円が限度額となります。返済期間は、貸付額に応じ5~7年です。また、取引先事業者の倒産がなくとも、掛金納付月数12ヵ月以上である場合には、加入年数に応じ、掛金総額×75~100%×95%の一時貸付金の貸付けを受けることもできます。なお、一時貸付金の返済期間は1年で、貸付利率があります。共済契約は任意に解約することができ、加入月数が12ヵ月以上で任意解約する場合には、掛金納付月数に応じ、掛金総額×80~100%の解約手当金の支払いがあります。

本制度をまだ活用されていない企業では、リスク対策の一つの方法としてご検討されてもよいのではないのでしょうか。

## 2. 平成23年度の国民年金保険料の納付率が過去最低に

厚生労働省が先ごろ、平成23年度の国民年金保険料の納付状況を発表しましたが、納付率は58.6%と過去最低になりました。納付率は6年連続で低下し、60%を下回った前年度よりもさらに0.7%低下です。



「40%以上が未納の年金制度だなんて大丈夫なのだろうか?」と不安を感じられる方がいるかもしれませんが、これは国民年金の加入者の一部の納付状況です。国民年金の加入者は自営業、無職の方などの第1号被保険者、サラリーマン、公務員の方の第2号被保険者、第2号被保険者の配偶者が専業主婦の方の場合の第3号被保険者の3つに分かれますが、58.6%の納付率は直接保険料を納める必要のある第1号被保険者の納付状況であり、厚生労働省のHPにあるこの件に関する資料を見ると、第2号被保険者、第3号被保険者を加えた場合には95%の納付率と書かれています。ただし、この95%の納付率には第1号被保険者の58.6%の計算の際には未納としてカウントしていた免除、猶予者が含まれており、なにかしら作為的のものを感じますので、試しに免除、猶予者を未納として筆者が計算してみると86.8%の納付率となり、10%以上が未納の年金制度となると完全に安心ですとも言い切れないような気がします。

納付率低下の要因として、年齢階級別に見ると納付率の高い55~59歳の全体に対する割合が低下し、平均年齢が若くなる年齢構成の変化があります。ただ、年齢階級が上がるにつれて納付率が上昇する傾向だとはいえ、ほぼ全ての年齢階級で前年度に比べ低下していますので、納付率低下の構造的な課題である第1号被保険者の就労状況、所得水準の改善向上や年金制度に対する不信感、不安感を解消することこそがそもそもの解決策となるものなのでしょう。

## 3. 夏期休暇のお知らせ

8月13~17日までお休みいたします。ご迷惑をおかけいたしますがご了承ください。

### ● 編集後記 ●

6月末に父が他界しました。家族も主治医すら全く予期しない中での出来事で、心の準備も全くできていませんでした。それから告別式までは悲しむ暇もなく、さまざまなことを一気に進めていかねばなりませんでした。仕事のほうも算定や年度更新業務で一年を通して最も忙しい時期で、ご迷惑をおかけした会社様もございましたが、皆様からはお気遣いと優しいお言葉をいただき本当に感謝いたします。お花や弔電をくださった方も本当にありがとうございます。おかげさまで無事に送り出すことができました。人が一人亡くなると大変です。究極の精神状況の中で、ものごとをどんどん決めていかねばなりませんし、業者とのやり取りや打合せ内容をノートにメモしているものすごい量に。一冊の本が書けそうな勢いです。なお、今夏は初盆のためいつもより少し長く夏期休暇を取らせていただくこと、あらかじめご了承ください。(秋山)

あおぞら人事・労務サポート  
特定社会保険労務士  
秋山幸子 (登録NO.13050514)  
三鷹市下連雀3-33-7-701  
TEL:0422-24-8625  
FAX:0422-24-8605  
E-mail: info@aozora-sr.com  
URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士  
秋山・隅谷・玉川・安部(武蔵野統括支部)